

[事案 2020-74] 保険料払込期間変更請求

・令和2年12月16日 裁定打切り

<事案の概要>

保険会社の誤説明により、保険料払込期間変更の機会を逸したことを理由に、保険会社が説明したとおりの内容での保険料払込期間の短縮を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年2月に契約した終身保険について、以下の理由により、保険料払込期間変更の機会を逸したので、保険会社が説明したとおりの内容で保険料払込期間を短縮してほしい。

- (1) 保険会社に、保険料払込期間を短縮する場合の総支払額、解約返戻金の推移等について、変更時期によって差異があるか尋ねたところ、変更時期により総支払額等に違いはないと説明された。また、追加で支払う必要のある責任準備金の金額について誤った説明をされた。
- (2) 上記(1)の際、正しい説明がなされていれば、余剰資金を運用商品に回すことができた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に対して、誤った内容の説明をしたことは事実だが、それは募集時ではなく加入後に行われたものであり、約款に反する取り扱いをする法的理由がない。
- (2) 誤説明により、保険料払込期間の変更について正しく検討する機会を逸したものではあるが、それを超えて申立人に損害を与えたものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取の案内をしたが、申立人の協力が得られなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件の審理においては申立人に対する事情聴取が必要と判断したため、電話および書面にて事情聴取の案内を行い、回答がない場合には手続きを打ち切る可能性がある旨通知をしたものの、何ら回答が得られなかったため、申立人からは事情聴取への協力を得られないと判断して、裁定手続を打ち切ることとした。